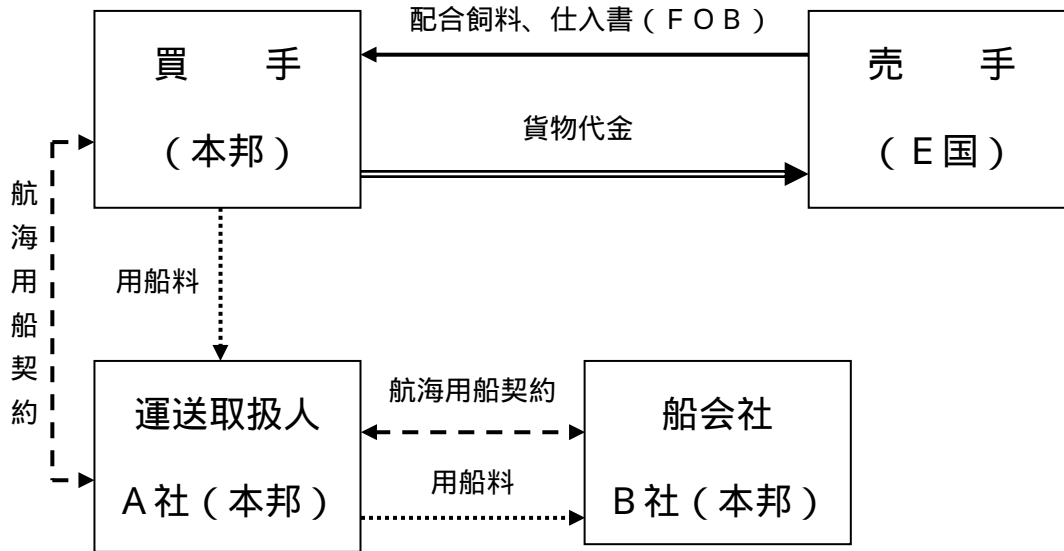


13. 運送取扱人に支払う用船料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件で配合飼料を購入（輸入）します。

当社は、運送取扱人であるA社と航海用船契約を結んでおり、この契約に基づき輸入貨物の運送費用である用船料をA社に支払いますが、A社は、船会社であるB社との航海用船契約によりB社へ用船料を支払っています。

当社がA社に支払う用船料は、A社がB社に支払う用船料より高額となっています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、A社とB社との間の航海用船契約に基づきA社がB社に支払った用船料の額を、輸入貨物の運賃として現実支払価格に加算してよいですか。

【回答要旨】

上記の取引においては、A社がB社に支払った用船料の額ではなく、貴社がA社に支払う用船料の額を、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」として現実支払価格に加算することとなります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいいます。

上記の取引においては、貴社（買手）が運送取扱人であるA社に支払う用船料が輸入貨物の運送の対価として最終的に支払われる費用と認められますので、A社がB社に支払う用船料の額ではなく、貴社がA社に支払う用船料の額が現実支払価格に加算されま

す。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)イ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)